平成２５年（フ）第９４号
新潟県胎内市星の宮町９番35―２号
債務者　菅井　美保
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２５０号
香川県高松市塩江町安原上東1394番地１　樺川荘Ａ―511、住民票上の住所香川県高松市香川町川東上626番地20
債務者　池田絵美子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０９号
長崎県大村市池田１丁目1338番地５、前住所長崎県大村市坂口町1142番地３
債務者　成田　　浩
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
長崎県諫早市土師野尾町1291番地、前住所長崎県諫早市幸町33番23号
債務者　山本　克洋
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
長崎県諫早市栗面町767番地１　市住Ｄ棟306号
債務者　奥村千代子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
長崎県大村市草場町687番地１、前住所長崎県大村市植松３丁目794番地３　セジュールウエマツＢ―201
債務者　松尾　秀男
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
長崎県諫早市堂崎町５番地１県住Ｊ棟101号
債務者　野田　光紀
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
長崎県諫早市多良見町木床1507番地コスモハイツ102号、前住所長崎県諫早市城見町20番24―703号
債務者　橋本　　渚
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
茨城県高萩市大字高萩994番地　リーベ１―101
債務者　千葉　和子（旧姓川崎・上圷）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１００号
北海道苫小牧市新富町２丁目12番23号　山野アパートＡ３
債務者　松本美津江
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２９４号
仙台市青葉区柏木１丁目１番13―802号
債務者　三好真知子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
宮城県多賀城市伝上山１丁目11番29号
債務者　桜井　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福島県石川郡玉川村大字川辺字池下288番地
債務者　野崎　忠志
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
茨城県水戸市城南３丁目14番31　ライフスター水戸101、住民票上の住所茨城県水戸市城南３丁目14番31―101号　アイディーコート水戸城南
債務者　日高　江美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
茨城県常陸太田市白羽町533番地
債務者　岩佐　久男
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２０号
茨城県水戸市文京２丁目４番10号
債務者　矢野　　遼
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３３８号
茨城県小美玉市飯前1182番地１　田山住宅３号、旧住所茨城県小美玉市川戸1355番地20
債務者　土井　　茂
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
水戸地方裁判所